

年末年始のため

ごみ収集を休みます 12月30日(土)～1月3日(水)

ごみステーションにはごみを出さないようご協力をお願いします。もとみやクリーンセンターへの搬入もできません。

※12月23日(土)、12月29日(金)は、ごみ収集を行います。

※12月23日(土)は、もとみやクリーンセンターへの自己搬入は午前中です。

もとみやクリーンセンター受付時間		
平日	8:30～11:30	13:00～16:30
土曜日	8:30～11:30	

◆問い合わせ先

もとみやクリーンセンター 33-5499
町民生活課環境保全係 33-1111 (内線132)

家屋を壊した方は、 届け出てください

固定資産税は、1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者へ課税されます。

そのうち家屋については、解体されたにもかかわらず滅失届出をしないと課税される場合がありますので、壊した家屋がある場合には役場へ必ず届出をしてください。

なお、課税の家屋の明細については、5月に送付している課税明細書をご覧ください。

◆問い合わせ先
税務課 固定資産税係
(☎内線121・122)

介護予防活動リーダー を募集します

本宮町では、介護予防事業を実施する際、リーダーとなって運動やコミュニケーション事業を支援してくださる方を募集します。

なお、リーダーに募集して下さる方には、町主催の研修会にご参加いただきます。

◆研修日時

平成19年1月～3月の期間に6回実施する予定です。

◆研修場所

本宮体育館

◆対象者

20歳代から60歳代の方

◆申込期限

12月25日(月)

◆問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり係 (☎内線187・188) 福島地方事務局からの お知らせ

土地・建物の登記簿 謄本・抄本が変わります

福島地方事務局二本松出張所では、管轄する不動産(二本松市・本宮町・白沢村・大玉村の土地・建物)に関する登記事務を平成18年12月18日からコンピュータによる処理をすることになりました。

登記申請手続きは、これまでと変わりませんが、不動産登記簿の謄本・抄本が、「登記事項証明書」に変更になります。手数料は、1通1,000円(用紙枚数10枚まで)です。

また、登記簿の閲覧に代わるものとして「登記事項要約書」を発行することになります。手数料は、1登記記録(土地1筆または建物1戸)500円(用紙枚数5枚まで)です。

町村合併によって 住所が変更した場合の 登記手続きについて

1. 法令の規定により、登記簿の記載内容が町村合併前のままであっても、合併期日後は合併後の市名になっているものとみなされま

す。したがって、原則として変更申請を事務局で行わなくても、問題は生じませんが、住所変更後、登記をそのままにして何らかの住所移動を繰り返しますと、新住所を登記に反映させることが難しくなる場合もあります。

2. 個々の具体的な手続きについては福島地方事務局相談コーナーへお問い合わせください。相談は電話でも受け付けていますが、不動産の登記事項証明書などの資料をお持ちになり来庁いただけますと、より具体的に説明できます。なお、電話による相談の際は、「本宮町合併による住所変更登記の件」で電話した旨をお申し出ください。担当の職員におつなぎいたします。

3. 登記申請書は、法務局窓口へ備え付けてあります。申請の際は、申請する不動産の表示を登記済証(権利証)等で確認し、住所変更証明書(市役所で入手のうえ、印鑑(認印)をお持ちになり、ご来庁ください。なお、登記申請にかかる登録免許税は非課税となっております。

◆問い合わせ先

福島地方事務局二本松出張所
二本松市若宮2-165-8

☎22-0519

ホクホクキャンペーン実施中!!

(キャンペーン期間 平成18年11月1日～12月29日)
期間中、ご契約された方にちよぎんぎょグッズプレゼント!

- 【対象商品】 ○定期貯金
○定期積金

証書式定期20万円以上の新規・増額お預け入れの方。
または、総合口座セット定期10万円以上の新規・増額お預け入れの方。
満期受取額50万円以上の新規ご契約の方。

◆くわしくは、お近くのJA窓口までどうぞ。

くわしくは
お近くの
JA支店まで・・・♪



JAみちのく安達

JAみちのく健